

60歳台前半の「在職老齢年金」に係る「支給停止調整額＊」の引き上げ措置の対象者(令和4年4月1日施行)

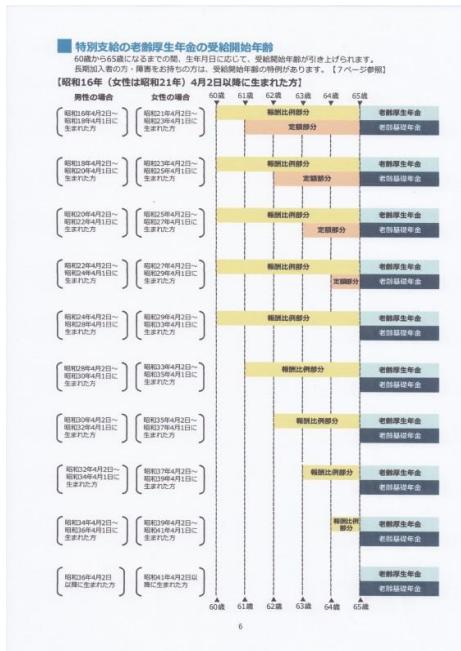
基準日	R4.4.1
生年月日	S35.7.29 (ただし、生年月日が昭和36年4月1日(第1号厚年の女性の場合は昭和41年4月1日)までの者に限られます)
基準日時点の年齢	61 (64歳以下と判定されれば、対象となります)

入力欄

*	令和4年4月1日前までは、これは「支給停止調整開始額」とされ、その額は280,000円とされていましたが、当該額が280,000円から470,000円に(令和4年度の額で、その後の当該額の変遷は下記リンク先をご参照下さい)引き上げられています。
<a href="#">在職老齢年金制度の「支給停止調整額」の推移について</a>	

<注意点>

- 当該措置の対象者は施行日である令和4年4月1日時点で65歳未満とされますので、昭和32年4月2日以後昭和36年4月1日(第1号厚年の女性の場合は、昭和32年4月2日以後昭和41年4月1日)までが生年月日である者とされています。ただし、昭和32年4月2日生まれの者の場合、令和4年4月1日に65歳になりますので対象外になります。
- 例えば、上記の「基準日時点の年齢」を算出する表にある生年月日(S35.7.29)の者の場合、当該年齢が61歳になっていますので、当該措置の対象者です。ただ、当該の者は下記「特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢」表(日本年金機構ホームページより引用)で見れば、男性(「第1号厚年の女性以外」に読み替えて下さい)の場合であれば、64歳が受給開始年齢であり、女性(「第1号厚年の女性」に読み替えて下さい)の場合であれば、62歳が受給開始年齢となっており、「基準日時点の年齢」からの当該措置の適用ではなく、それぞれの受給開始年齢からの当該措置の適用になります。従って、男性(同)の場合であれば、64歳から1年間、女性(同)の場合であれば、62歳から3年間ということになり、その間、当該制度改正の恩恵を受けることになるわけです。



※ 上記画像をクリックしていただければ、当該資料のPDFが表示されます。